

平成19年11月 8日
学 長 裁 定

北海道教育大学における公的研究費に係る不正使用の防止計画

1. 目的

本防止計画は、北海道教育大学（以下「本学」という。）における公的研究費の適正な管理・執行を図るとともに、不正使用の防止等に関する事項を役員、職員及び学生に周知徹底し、もって不正使用の防止等の推進を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

本防止計画は、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金及び受託研究契約における研究費で他の省庁等から配分される競争的資金を財源とするもの及び本学の学内予算で措置された研究費等（以下「公的研究費」という。）を対象とする。

3. 責任体系

国立大学法人北海道教育大学における研究活動に係る不正行為の防止等に関する規則第3条、第4条及び第5条に規定する各責任者は、公的研究費の運営・管理に関し、次の責任及び権限を有する。

(1) 最高管理責任者（学長）

- ・ 公的研究費の運営、管理に関する最高管理責任者
- ・ 研究活動の健全な発展のための行動指針の策定及び不正行為等の防止の遂行

(2) 統括管理責任者（学術研究担当理事）

- ・ 大学全体の公的研究費の運営、管理の統括
- ・ 調査委員会の設置及び調査結果等の公表

(3) 管理責任者（キャンパス長、教職大学院長、各センター長、各附属学校(園)長、事務局長等）

- ・ 各校等の公的研究費の運営、管理及びモニタリングの実施
- ・ 不正行為等防止計画の実施
- ・ 研究者倫理向上のための啓発、その他必要な研修の実施

4. 機関経理

本学の以下の経費については、事務局にて機関経理する。

(1) 文部科学省及び他省庁等から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金及び受託研究契約等の研究費

(2) 教育・研究を目的として役員、職員個人に対して寄附された寄附金（財団等からの助成金を含む）

5. 不正使用の防止計画の実施及び周知等

公的研究費の適正な管理・執行を図るとともに、不正使用の防止を図るため次のことを実施する。

(1) 年間を通じた研修会・説明会の開催

- ・ 不正行為等防止計画推進本部において、公的研究費に係る管理、執行、研究者の行動規範、違反した場合の資金配分機関による罰則及び不正行為等の調査等に関する

事項をまとめたマニュアルを作成するとともに、「コンプライアンス教育（公的研究費の不正使用防止に関する説明会等）」及び「啓発活動」を定期的開催して、使用ルールの徹底及び職員の意識の向上を図る。

- ・本説明会は年3回程度開催し、教員には必ず1回の出席を義務づけることとし、出席しない教員には次年度の競争的資金等の申請・使用を認めない。また、学内予算においても、教員研究費の一切の配分を行わない。
- ・会計事務職員を対象に、公的研究費の不適切な経理処理等の具体的事例を基に研修会を行うこととし、日常の業務処理の一層の適正化と職員の資質向上を図る。また、法令等に違反した場合には懲戒処分の対象となることも改めて周知する。

(2) 誓約書の提出

- ・公的研究費の運営・管理に携わる全ての職員に対して、不正使用を行わない旨の包括的な誓約書の提出を義務づけ、研究費が国民の税金等を原資としていることを理解し、学術研究に対する信頼等を損なうことのないよう意識啓発を図る。
- ・取引業者に対して、本学契約事務取扱規則及び契約基準を遵守し、不適切な契約を行わないこと、内部監査等において取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること等を記載した誓約書の提出を要請する。

(3) 検収の強化

- ・関係規則に基づく会計事務職員による従来からの検収をさらに徹底するとともに、購入物品の返品による架空請求を防止するため、納品検収時に購入物品への「検収印」の押印又は「検収シール」を貼付する。
- ・物品の修理契約については、架空修理や水増し修理ができないようにメーカーからの修理報告書の添付を義務付ける。
- ・特殊な役務契約の検収にあたっては、専門的知識を有する者に検収の補助業務を依頼し、検収体制の強化を図る。

(4) 旅行の事実確認

- ・用務内容に応じて、以下の必要事項を記載した出張報告書等を提出させる。
 - ①研究打合せ等の場合は、打合せ相手方の所属、氏名
 - ②学会出張等の場合は、大会要旨及び当日配布される資料等、学会等への参加が確認できるものの添付

(5) 謝金業務（「国立大学法人北海道教育大学報酬等支出基準第2条関係 別表(5) 実験補助等」に係る業務をいう。）の事実確認

- ①謝金業務実施の際は、事前に事務部門（経理課経理グループ又は各校室財務グループをいう。以下同じ。）へ謝金業務実施伺を提出する。
- ②謝金業務従事者への業務条件の説明を事務部門が行うとともに、謝金業務従事者から誓約書を徴取する。
- ③謝金業務従事者の出勤状況及び業務内容の確認について、業務日ごとに、教員及び事務部門の双方で行う。
- ④謝金業務が完了したときは、業務完了報告書に出勤簿を添付し、事務部門へ速やかに提出する。

(6) 換金性の高い物品の管理

- ・ノートパソコンやタブレット型コンピュータ等の容易に移動が可能で、かつ換金性の高い物品については、金額の多寡に関係なく公的研究費で購入したことを明示するとともに、台帳を作成の上、適切に管理する。

(7) 内部監査の強化

- ・公的研究費の適正な管理執行を徹底するため、日常的監査業務を一層強化するとと

もに、書面監査に加えて、定期的に資産台帳を基に現物確認（資産ラベルとの照査を含む。）を行う。また、モニタリング調査として納品物品の現場（現状）確認を行う。

- ・旅費や謝金においては、実体を伴わないものに対する経理・執行がなされていないか、重点的に点検を実施する。
- ・専門的な知識を有する者（公認会計士や他の機関で監査業務の経験のある者等）を活用して内部監査の質の向上を図る。

附 記

この計画は、平成19年11月8日から施行する。

附 記（平成23. 7. 27）

この裁定は、平成23年7月27日から施行する。

附 記（平成24. 8. 20）

この裁定は、平成24年8月20日から施行する。

附 記（平成26. 1. 31）

この裁定は、平成26年1月31日から施行する。

附 記（平成27. 3. 31）

この裁定は、平成27年4月1日から施行する。

附 記（令和2. 2. 18）

この裁定は、令和2年2月18日から施行する。

附 記（令和2. 3. 31）

この裁定は、令和2年3月31日から施行する。

附 記（令和3. 9. 30）

この裁定は、令和3年9月30日から施行する。